

令和2年6月以降の教育活動について

1 段階的な指導について

1週目（6月1日～5日）

- ・5月の臨時休業中に配布した課題に対して、補充的な学習指導を行う。
- ・6月1週目の登校しない日の課題に対して、既習事項等を確認する。
- ・6月以降の学習を進めるにあたって必要な、補充的な学習を行う。

2～4週目（6月8日～26日）

- ・6月1週目以降の課題に対して、補充的な学習指導を行う。
- ・6月2週目以降の登校しない日の課題に対して、既習事項等を確認する。
- ・全教科、学校の状況に応じて順次授業を進めていく。

5週目以降（6月29日以降）

- ・小学校第1学年を含めた市内小・中学校の全学年が通常通りの教育活動となる。

2 段階的な登校について ※登校日数×時間は、市内統一とする。

【中学校】

- ・分散登校の場合、学級を2グループに分散させ、午前登校グループ・午後登校グループとし、同じ内容を指導する。

	1週目 6月1日～5日	2週目 6月8日～12日	3週目 6月15日～19日	4週目 6月22日～26日
A 案	3年 週4日×3h 1・2年・特支 週3日×3h	3年 週5日×3h 1・2年・特支 週4日×3h	3年 通常通り（給食） 1・2年・特支 週5日×3h	全学年 通常通り（給食）
登校方法	午前・午後で分散登校	午前・午後で分散登校	中3、一斉登校 他、午前・午後で分散登校	一斉登校
B 案	3年 週3日×3h 1・2年・特支 週2日×3h	3年 週4日×3h 1・2年・特支 週3日×3h	3年 週5日×3h 1・2年・特支 週4日×3h	3年 通常通り（給食） 1・2年・特支 週5日×3h
登校方法	午前・午後で分散登校	午前・午後で分散登校	午前・午後で分散登校	中3、一斉登校 他、午前・午後で分散登校
C 案	3年 週5日×3h 1・2年・特支 週3日×3h	3年 午前授業（給食なし） 1・2年・特支 週5日×3h	全学年 通常通り（給食）	全学年 通常通り（給食）
登校方法	午前・午後で分散登校	中3、一斉登校 他、午前・午後で分散登校	一斉登校	一斉登校

B 案は、5週目（6月29日）以降、全学年通常通り、給食あり。

【小学校】

- ・1日3時間の分散登校の場合、学級を2グループに分散させ、午前登校グループ・午後登校グループとし、同じ内容を指導する。(※1参照)
- ・1年生の2時間登校の場合、学級を2～3グループに分散させ、午前中に時差を付け、登校させる。(※2参照)
- ・1年生の3時間登校の場合、午後設定が難しいため、分散は不可。

	1 週目 6 月 1 日～5 日	2 週目 6 月 8 日～12 日	3 週目 6 月 15 日～19 日	4 週目 6 月 22 日～26 日
A 案	6 年 週 3 日×3 h 2～5 年 週 2 日×3 h 1 年・特支 週 2 日×2 h	6 年 週 4 日×3 h 2～5 年 週 3 日×3 h 1 年・特支 週 3 日×2 h	6 年 週 5 日×3 h 2～5 年 週 4 日×3 h 1 年・特支 週 4 日×2 h	2～6 年・特支 通常通り（給食） 1 年 週 5 日×2 h
登校方法	分散・時差	分散・時差	分散・時差	小1、分散・時差 他、一斉登校
B 案	6 年 週 3 日×3 h 2～5 年 週 2 日×3 h 1 年・特支 週 2 日×2 h	6 年 週 3 日×3 h 2～5 年 週 2 日×3 h 1 年・特支 週 2 日×2 h	6 年 週 4 日×3 h 2～5 年 週 3 日×3 h 1 年・特支 週 3 日×2 h	2～6 年・特支 週 5 日×3 h 1 年 週 5 日×2 h
登校方法	分散・時差	分散・時差	分散・時差	分散・時差
C 案	6 年 週 4 日×3 h 2～5 年 週 3 日×3 h 1 年・特支 週 2 日×2 h	6 年 週 5 日×3 h 2～5 年 週 4 日×3 h 1 年・特支 週 3 日×2 h	2～6 年 週 5 日×3 h 1 年・特支 週 4 日×2 h	2～6 年・特支 通常通り（給食） 1 年 週 5 日×3 h
登校方法	分散・時差	分散・時差	分散・時差	一斉登校

B 案・C 案は、5 週目（6 月 29 日）以降、全学年通常通り、給食あり。

- ・小学校は、給食アレルギー面談実施後に給食開始となるため、4 週目以降で給食を設定。

時間設定の例

※1 【1日3時間設定の場合の例】※2グループ、午前・午後で分散・時差登校

8:15～11:10	2 年 1 組 A グループ
12:20～15:15	2 年 1 組 B グループ

※2 【1日2時間設定の場合の例】※2～3グループの分散・時差登校

8:15～10:05	2 年 1 組 A グループ
10:15～12:05	2 年 1 組 B グループ
13:10～15:00	2 年 1 組 C グループ

3 留意事項

- ・感染拡大の第2波・3波を想定して、学習を進める。
- ・給食は、小学校1年生の実施時期について留意する。
- ・中学校弁当注文の生徒による予約は、
A・C案の場合、6月1日～8日。（給食課から業者へは5/29までに連絡）
B案の場合、6月8日～15日。（給食課から業者へは6/5までに連絡）

4 学校再開時に配慮すること

① 健康管理について

検温等の健康観察の徹底

＜児童・生徒について＞

- ・健康観察（検温、食事、睡眠等の記録）カード等を活用し、健康状態の確認を行うとともに、生活指導、食育等で免疫力を高める指導を行う。
- ・検温を忘れた児童・生徒については保健室等で検温する。
- ・発熱等が見られた場合は、当該児童・生徒を別室で待機させ家庭へ引き渡す。
- ・学校だより、保健だより等を活用し各家庭に随時、医療情報（新型コロナウイルスの受診の流れ等）を提供する。

＜教職員について＞

- ・教職員も毎朝検温し、症状の確認を行う。教職員の健康チェック表を作成し、3週間保管する。

学校生活の中での感染予防の徹底

- ・「換気の悪い密閉空間」、「人の密集」、「近距離での会話や発声」が同時に重なる場を避ける。また、可能な範囲で1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。
- ・マスクの着用を徹底する。教員も着用する。白地以外の布製マスク等も可とする。
- ・授業と授業の間ごとに、2か所以上の窓やドアを開け換気する。（エアコン付けたままも可）気温が低い日などは、換気時に上着で調節する必要がある旨、保護者に周知する。
- ・外から戻るとき、トイレの後など、こまめな手洗いや、咳エチケットの指導を徹底する。ハンカチに加え、タオルの持参を指導する。
- ・密集して長時間となる活動（集会、グループ活動等）は自粛する。
- ・給食時は机を向き合わせないなど、配置の工夫等をする。
- ・配膳時も、手洗いを徹底するとともに、密集や密接を避けるよう工夫する。
- ・当面の間、避難訓練も延期または中止とするが、避難経路の確認は、工夫して実施する。
- ・児童・生徒下校後に、多くの児童・生徒等が手を触れる場所や用具（ドアノブや手すり、共用の教材・教具等）を教職員により消毒するなど、ノロウイルス対策に準じて実施する。
- ・児童・生徒が下校の際は、速やかに自宅等に帰り、手洗いや放課後の過ごし方等の感染予防に努めるよう指導する。
- ・休み時間等の遊具使用については、密集を防ぐために、当面の間、中止とする。なお授業等で教員指導のもと、利用する場合は、使用前後の手洗いや密集を防ぐ配慮をする。

＜感染予防対策が必要な教科等について＞

感染の可能性が高い学習活動は、当面の間、行わない。

（例）

- ・体 育 密集せず距離をとって行うことができる運動を行うなど工夫する。
- ・音 楽 歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空けたり、向きを変えたり、工夫する。
- ・家庭科 調理実習については、年間計画の中で指導の順序を変更する。

＜消耗品等について＞

- ・非接触型体温計（3個）とアルコール消毒液は、学務課が一括購入し各校に配布する。
- ・その他の消耗品等は各学校で準備する。

児童・生徒あるいは教職員に感染者が出た場合

- ・感染が判明した場合、保護者（教職員の場合は本人）から学校へ連絡をするよう周知する。
- ・治癒するまでの出席停止（教職員は病気休暇等）とする。
- ・濃厚接触者と特定された児童・生徒も、濃厚接触をした日から2週間の出席停止とする。
- ・臨時休業等の判断については、保健所、学校医等と市教委と協議の上判断する。
- ・保健所の指導により、専門業者による施設の消毒を行う。
- ・感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じてゆるされるものではないことを指導するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を、発達段階に応じて指導する。当該児童・生徒が差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分に配慮して、教育活動を行う。

児童・生徒の心のケア

- ・感染に対する不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童・生徒等に対して、学級担任・養護教諭等との相談やスクールカウンセラー等による支援を行う。
- ・きめ細かな健康観察や「こころのアンケート」を実施し、児童・生徒の状況を的確に把握し、家庭からの相談等にも、随時応じる。